

主な指摘事項【計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書において、営業日に関する記載が実態と異なるため、実態に合わせて修正し、今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。	1件
運営	契約内容の報告等	利用に係る契約をした時は、その旨を市町村に対し遅滞なく報告すること（契約内容報告書の提出）。	1件
運営	指定計画相談支援の具体的取扱方針	相談支援専門員が行うべきサービス等利用計画の作成及びこれに係る一連の業務について、適切に実施されていないため、以下のとおり改善すること。 ①アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないところ、記録上でその事実が確認できなかった。については、アセスメントに関する記録様式において面接日・場所等を明記するか、又は別途面接記録を作成するなどして、その事実が分かるようにすること。 ②サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得たうえで当該計画案を交付すべきところ、記録上でそれらの事実が確認できなかった。については、当該計画案において説明日・同意日・交付日等を明記するか、別途記録を作成するなどして、その事実が分かるようにすること。 ③担当者会議の開催について、議事録等の保管がなされておらず、その開催の有無が確認できなかった。担当者会議の開催に当たっては、相談支援専門員がサービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、福祉サービス等の担当者より専門的な見地からの意見を求めることが重要であるため、これらの内容が分かる記録様式を明確に定め運用すること。 ④サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得た後、サービス等利用計画として遅滞なく利用者等及び担当者に交付すべきところ、それらの事実が確認できなかった。については、当該計画において説明日・同意日・交付日等を明記するか、別途記録を作成するなどして、その事実が分かるようにすること。 ⑤一部の利用者について、厚生労働省令で定める期間ごとに実施するべきモニタリングに関する記録の作成が確認できなかった。今後は、当該期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接したうえでその結果に係る記録を作成すること。	3件
運営	管理者の責務	管理者が従業者（相談支援専門員）の配置や勤務実態等を把握していないなど、事業所において必要な管理及び指揮命令が行われていなかった。については、管理者として、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に指定基準を遵守させるための指揮命令を確実に行うよう改めること。	1件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①通常の事業の実施地域に関する記載が実態と異なるため、修正すること。 ②虐待の防止のための措置に関する事項（虐待防止委員会の設置）を追記すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	法人代表者であっても管理者兼相談支援専門員として勤務している場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 一部の従業者の雇用契約書について、職種や勤務場所の記載が不明確であったため、これを明記した雇用契約書や辞令書等を発出し、その勤務体制を明確にすること。 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置（対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など）を講じること。	3件
運営	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施し、実施したことが分かる記録を事業所に保管すること。 ③虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。当該担当者の設置が分かるよう、重要事項説明書等に明記すること。	1件
運営	事故発生時の対応	事故が発生した場合又はその危険性がある事態（ヒヤリハット）が生じた場合の体制や連携を構築するとともに、対応マニュアル及び記録様式等を整備し、定期的に従業者に周知させること。	1件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	変更の届出等	<p>事業所において通常の事業の実施地域として含まれている区域において、当該各市の支給決定利用者等に対する相談支援業務を、必要な届け出を行うことなく、当該各市に所在のある同一法人の他事業所の設備の一部を利用して行っていた。これに伴い、事業所において配置とされている従業者は、その勤務実態の大半が当該各市での業務従事となっており、結果として事業所において必要な勤務体制が確保されているかが明確になっていなかった。については、相談支援業務に使用している当該各市の他事業所の設備の一部について、適切に変更の届出を行うか、若しくは、従業者の配置及び勤務体制について適切に運用すること。</p>	1件